

ニュー福祉定期貯金

障害基礎年金・遺族基礎年金
を受給されている方等が
ご利用いただけます。

預入期間：1年

適用金利：預入期間1年の定期貯金の約定利率+ゆうちょ銀行所定の利率※

預入限度額：お一人様300万円

※最新の適用金利については、店頭または「ゆうちょ銀行Webサイト」でご確認ください。

※預入期間が経過した後は、通常貯金の利率を目安とした利率を適用します。

- ニュー福祉定期貯金をお申し込みの際は、年金証書等をご提示いただきます。（詳しくは裏面をご覧ください）
- 少額預金の利子に対する非課税制度(マル優)をご利用いただく場合は、ニュー福祉定期貯金をお申し込みの際にご提示いただく書類とは別に、マル優をご利用いただける方が確認できる書類、マイナンバーを確認できる書類等をご提示いただく場合があります。詳しくは、裏面のお問い合わせ先にご照会ください。
(例:「遺族基礎年金を受けることができる妻であること」を証明する書類、「児童扶養手当を受けることができる児童の母であること」を証明する書類)
なお、マル優としてお預け入れいただける限度額は、他の金融機関のマル優扱いの預貯金等と合わせて350万円です。
- 預入期間内に払い戻す場合には、預入期間内払戻利率を適用します。
- お手続きに必要なもの

新規でのお預け入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・預入申込書 ・印章 ・年金証書等のニュー福祉定期貯金の対象者であることが確認できる書類※ ・本人確認書類 ・総合口座通帳またはキャッシュカード
2回目以降のお預け入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・預入申込書 ・年金証書等のニュー福祉定期貯金の対象者であることが確認できる書類※ ・定額定期貯金証書

※詳しくは裏面をご覧ください。

次の年金・手当を受給されている方等がご利用いただけます。

ご利用の際は確認のため、年金証書等を郵便局の貯金窓口またはゆうちょ銀行にご提示ください。年金証書等をご提示いただけない場合は「ニュー福祉定期貯金」のお預け入れができません。

	ご利用いただける方(根拠法)	ご提示いただく証書等		ご利用いただける方(根拠法)	ご提示いただく証書等
国民年金	障害基礎年金受給者 遺族基礎年金受給者 寡婦年金受給者 (国民年金法)	国民年金証書 または 国民年金・厚生年金保険年金証書	各種手当	児童扶養手当受給者 (児童扶養手当法)	児童扶養手当証書
(旧)国民年金	老齢福祉年金受給者 障害年金受給者※ 母子年金受給者※ 準母子年金受給者※ 遺児年金受給者※ (昭和60年「国民年金法等改正法」)	国民年金証書		特別児童扶養手当受給者 障害児福祉手当受給者 特別障害者手当受給者 福祉手当受給者 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	特別児童扶養手当証書 障害児福祉手当受給者証明書 特別障害者手当受給者証明書 福祉手当受給者証明書
	老齢特別給付金受給者 (昭和48年「厚生年金保険法等改正法」)			国民年金証書	
厚生年金	障害厚生年金受給者 遺族厚生年金受給者 (厚生年金保険法)	厚生年金保険年金証書 または 国民年金・厚生年金保険年金証書		医療特別手当受給者 特別手当受給者 健康管理手当受給者 保健手当受給者 (原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律) (旧)原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律)	医療特別手当証書 特別手当証書 健康管理手当証書 保健手当証書
(旧)厚生年金(船員保険等)	障害年金受給者※ 遺族年金受給者※ 通算遺族年金受給者※ 特例遺族年金受給者※ 寡婦年金受給者※ かん夫年金受給者※ 遺児年金受給者※ (昭和60年「国民年金法等改正法」)	次のいずれかの証書 厚生年金保険年金証書 船員保険年金証書 国民年金・厚生年金保険年金証書			
共済年金	障害共済年金受給者 遺族共済年金受給者 特例障害農林年金受給者 特例遺族農林年金受給者 (国家公務員共済組合法) (地方公務員等共済組合法) (私立学校教職員共済組合法) (厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律)	次のいずれかの証書 国家公務員(等)共済組合法年金証書 地方公務員共済組合法年金証書 私立学校教職員共済組合法年金証書 農林漁業団体職員共済組合法年金証書	恩給	増加恩給受給者 (恩給法、昭和28年「恩給法改正法」) 傷病年金受給者 (昭和28年「恩給法改正法」) 特例傷病恩給受給者 (昭和46年「恩給法等改正法」) 普通扶助料受給者 公務扶助料受給者 増加非公死扶助料受給者 特例扶助料受給者 (恩給法、「旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律」) 傷病者遺族特別年金受給者 (昭和51年「恩給法等改正法」)	恩給証書 (総務大臣裁定のものに限ります)
	障害年金受給者※ 遺族年金受給者※ 通算遺族年金受給者※ (昭和60年改正法における改正前関係法等に係る受給者に限ります) (国家公務員等共済組合法等改正法) (旧)国家公務員共済組合法 (旧)公共企業体職員等共済組合法 (地方公務員等共済組合法等改正法) (旧)市町村職員共済組合法 (私立学校教職員共済組合法等改正法) (厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律)	次のいずれかの証書 国家公務員(等)共済組合法年金証書 共済年金証書 (旧適用法人共済組合法名 日本電信電話共済組合 日本鉄道共済組合 日本たばこ産業共済組合) 地方公務員共済組合法年金証書 私立学校教職員共済組合法年金証書 農林漁業団体職員共済組合法年金証書		障害年金受給者 遺族年金受給者 遺族給与金受給者 (戦傷病者戦没者遺族等援護法)	
(旧)共済年金			その他	制度上、公的年金受給資格をもたない1926年4月1日以前生まれの在日外国人の方	外国籍であることおよび日本に居住していることが分かる証明書類

*印の年金については、昭和61年3月31日以前に支払いの理由が発生していた場合に限りま。

年金証書等を市区町村等に提出中の場合は年金証書等の保管証のご提示でもお取り扱いいたします。

ゆうちょ銀行の商品・サービスに関するお問い合わせ

ゆうちょコールセンター **0120-108-420** (通話料無料)

<受付時間> ゆうちょ銀行Webサイトのお問い合わせページでご確認ください。

※携帯電話等からも、通話料無料でご利用いただけます。

※IP電話等、一部ご利用いただけない場合があります。

※ご利用の際は、発信者番号を通知してください。

(電話機が非通知設定の方は、上記の電話番号の最初に186をつけてお掛けください)



キャッシュカードや通帳をなくされたとき

カード紛失センター **0120-794-889** (通話料無料)

<受付時間>年中無休・24時間受付

ゆうちょ銀行の商品・サービスについてはWebサイトをご覧ください。

<https://www.jp-bank.japanpost.jp/>

下記の方は、お取り扱いできません。

- 重度心身障害者等福祉年金等の受給者の方
- 年金、手当等の受給権はあるが(証書を持っていても)実際に支給を受けていない方

例1 生計を同じくしている母親と子が、それぞれ「遺族基礎年金」の受給権を有している場合の子

例2 支給停止中の方

○「犯罪による収益の移転防止に関する法律」により、銀行には「取引時確認」が義務付けられています。このため、ゆうちょ銀行(郵便局を含みます)では、各種お取引の際に、公的機関が発行したご住所、お名前、生年月日が記載されている証明書類のご提示や、お取引を行う目的等のご申告をいただいております。

お問い合わせ先